

会 議 録

会議の名称	平成 29 年度第 9 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 29 年 9 月 1 日（金）午前 10 時 00 分から午前 10 時 35 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	曾根原良仁委員長・上原敏彦委員長職務代理・岩越笙子委員・中江滋秀委員 菱川勝也事務局長・樋代祐一主任
議 題	議案第 21 号 平成 29 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について 議案第 22 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 23 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 24 号 裁判員候補者予定者の選定について 議案第 25 号 検察審査員候補者予定者の選定について そ の 他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年度第 9 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は 5 件及びその他でございます。 始めに、議案第 21 号『平成 29 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは、議案の説明をさせていただきます。 資料の 1 ページをお開きください。 議案第 21 号『平成 29 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を御説明いたします。 本案は、公職選挙法第 19 条（永久選挙人名簿）第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。 2 ページに、各投票区別に登録者数を調製しております 資料の内容につきましては、左から、各投票区等の別、前回登録者数、市内転居、抹消者数、新規登録者数、今回登録者数となっております。</p>	

市内転居については、市全体としては増減がありませんので、合計欄は、0人となっております。

抹消者は、転出後4か月を経過するに至った者、死亡及び職権消除等を計算しております。

新規登録者は、住所要件として平成29年6月1日以前に転入届出を行った者、年齢要件として平成11年9月2日以前に出生した者、その他住所設定、帰化等を計算しております。

一番右の合計欄が今回の名簿登録者総数となります。平成29年9月1日現在の定時登録者総数は、男性が前回より336人増、女性が前回より345人増、合計で681人増となり、男性80,973人、女性86,500人の計167,473人となるものでございます。

以上、議案第21号『平成29年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第21号『平成29年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第22号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第23号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。3ページをお開きください。

議案第22号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、4ページに記載の男性1人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料5ページ、議案第23号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、6ページに記載の男性3人、女性2人の計5人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほ

ど資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登録されている人数は、男性 105 人、女性 116 人、計 221 人となります。

以上で、議案第 22 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第 23 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 22 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 23 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 24 号『裁判員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の 7 ページをお開きください。

議案第 24 号『裁判員候補者予定者の選定について』を御説明いたします。

本案は、『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』に基づき、裁判員候補者予定者を選定するものでございます。

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』第 21 条において、市町村の選挙管理委員会 は、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者として、管轄する地方裁判所からの通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、また選定した裁判員候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定になっております。

東京地方裁判所立川支部から、西東京市の裁判員候補者として 171 人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。

西東京市においては、裁判所から配布された『名簿調製プログラム』という専用の選定システムをインストールしたパソコンにより実行することといたします。本日選定する裁判員候補者予定者は、平成 29 年 9 月 1 日現在の先ほどお認めをいただいた選挙人名簿（定時登録）のデータを基にしております。

なお、公職選挙法の改正により選挙権年齢が引き下げられ、選挙人名簿に登録されていますので、18 歳以上の方が裁判員候補者予定者に選定される可能性があります。ただし、公職選挙法の一部を改正する法律附則第 10 条により、当分の間地方裁判所は、候補者名簿を調整した際に翌年 1 月 1 日時点で 20 歳未満の者は削除しなければならないことが定めら

れており、したがって、実際の裁判員は 20 歳以上でないと選任されませんので申し添えます。

御承認をいただけましたら、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、裁判員候補者予定者を選定いたします。

以上で、議案第 24 号『裁判員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

- 委員長
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 各委員
特にありません。
- 委員長
特にないようですので、裁判員候補者予定者の選定を行います。

*****委員長が選定システムの実行キーを押下*****

- 委員長
選定が終わりました。議案第 24 号『裁判員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。
- 事務局
ありがとうございました。
委員長には西東京市裁判員候補者予定者選定規程により選定録への署名をお願いいたします。選定したデータについては、早速裁判所へ送付いたします。
- 委員長
次に、議案第 25 号『検察審査員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 事務局
それでは、議案の説明をさせていただきます。
資料の 8 ページをお開きください。
議案第 25 号『検察審査員候補者予定者の選定について』を御説明いたします。
本案は、『検察審査会法』に基づき検察審査員候補者予定者を選定するものでございます。
『検察審査会法』第 10 条において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者として、管轄する検察審査会事務局からの通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、また選定した検察審査員候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定となっております。

なお、検察審査員候補者は、その分担する時期により、第1郡から第4郡までに分けられ、それぞれの割当人数が管轄する検察審査会事務局から通知されます。

東京都立川検察審査会事務局から、西東京市に対する検察審査員候補者といたしまして第1郡が5人、第2郡が5人、第3郡が5人、第4郡が4人の計19人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。

本日は、先ほど選定が終了した裁判員候補者予定者と同様に、平成29年9月1日現在の選挙人名簿のデータを基にしてパソコンによる選定を行います。

具体的な抽出の方法は、第1郡から第4郡の合計員数19人を1回のくじで選定し、送付用ファイルを電子データで作成して検察審査会に送付することになります。なお、くじのシステムは、裁判員候補者予定者の選定に使用したシステムを使用することになります。また、検察審査会では選定された名簿の上位から順に割り当て員数に応じて第1郡から第4郡までの候補者とみなすことになります。

なお、公職選挙法の改正により選挙権年齢が引き下げられ、選挙人名簿に登録されていますので、18歳以上の方が検察審査員候補者予定者に選定される可能性があります。ただし、公職選挙法の一部を改正する法律附則第7条により、当分の間検察審査会事務局は、候補者名簿を調整した際に翌年1月1日時点で20歳未満の者は削除しなければならないことが定められており、したがって実際の検察審査員は20歳以上でないと選任されませんので申し添えます。

御承認をいただければ、裁判員候補者予定者選出と同様、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、検察審査員候補者予定者を選定いたします。

以上で、議案第25号『検察審査員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

- 委員長
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 各委員
特にありません。
- 委員長
特にないようですので、検察審査員候補者予定者の選定を行います。

*****委員長が選定システムの実行キーを押下*****

- 委員長
選定が終わりました。議案第25号『検察審査員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。
- 事務局
ありがとうございました。
委員長には西東京市検察審査員候補者予定者選定規程により選定録への署名をお願いいたします。選定したデータについては、早速裁判所へ送付いたします。
なお、選挙管理委員会委員には職務上の守秘義務が課せられており、また、裁判員裁判、

検察審査会とともに、裁判や審査会の公正さやその信頼を確保するとともに、候補者予定者に対しては、自由な意見を述べられるようにする等の配慮から、候補者の氏名等は公表することはありません。念のため申し添えます。

○ 委員長

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

本日 9 月 1 日から平成 29 年西東京市第 3 回定例会が開催されております。9 月 29 日までの予定です。

選挙管理委員会に対して、一般質問で期日前投票についてという質問が提出されております。今年行われた西東京市長選挙、東京都議会議員選挙について、それぞれの期日前投票の状況について、どのように分析し、今後の見込みについて、どのように考えているか、というものです。

選挙については、投票日当日に投票所に出向いていただくことが原則となっておりますが、選挙当日に予定等がある方が投票する方法として期日前投票の制度があり、大切な参政権を行使するために利用していただいていること、西東京市長選挙、東京都議会議員選挙を含めいずれの選挙でも、前回執行した同じ選挙よりも期日前投票を利用される市民の方は増えている状況であること、今後も、市民の大切な参政権行使のため、期日前投票を含め、投票環境の整備に努めてまいりたいと考えていると答弁する予定です。

21 日からは平成 28 年度の決算特別委員会があります。

報告は以上です。

次回の開催はいかがでしょうか。

○ 委員長、各委員

10月4日の午前10時からがよい。

○ 事務局

わかりました。

次回の委員会の開催は、10月4日午前10時からといたします。

事務局からの連絡は以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成 29 年度第 9 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前 10 時 35 分 終了

以上

平成 29 年度第 9 回西東京市選挙管理委員会

日 時 平成 29 年 9 月 1 日 (金)
午前 10 時 00 分から
会 場 西東京市役所保谷庁舎別棟
選挙管理委員会打合せ室

議案第 21 号 平成 29 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数 (定時登録)
の決定について

議案第 22 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

議案第 23 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

議案第 24 号 裁判員候補者予定者の選定について

議案第 25 号 検察審査員候補者予定者の選定について

そ の 他

議案第 21 号

平成 29 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定
について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

名簿登録者数調査

投票区	(A)平成29年7月2日現在 登録者総数		(B)転居による増減等 計		(C)抹消者数 計		(D)新規登録者数 計		定時登録		(E)平成29年9月1日現在 登録者総数				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計			
1	2,467	2,584	5,051	-2	-3	-5	53	43	96	66	46	112	2,478	2,584	5,062
2	3,014	3,120	6,134	0	0	0	37	38	75	32	34	66	3,009	3,116	6,125
3	3,091	3,422	6,513	-5	4	-1	34	52	86	60	50	110	3,112	3,424	6,536
4	2,809	2,756	5,565	3	10	13	53	37	90	46	45	91	2,805	2,774	5,579
5	2,781	3,209	5,990	-3	-9	-12	45	55	100	46	43	89	2,779	3,188	5,967
6	2,129	2,244	4,373	-2	-2	-4	40	47	87	53	52	105	2,140	2,247	4,387
7	3,041	3,318	6,359	0	-3	-3	49	51	100	65	65	130	3,057	3,329	6,386
8	2,800	3,107	5,907	0	-4	-4	40	50	90	53	63	116	2,813	3,116	5,929
9	2,531	2,640	5,171	0	3	3	25	29	54	32	23	55	2,538	2,637	5,175
10	3,122	3,105	6,227	2	-5	-3	32	51	83	58	57	115	3,150	3,106	6,256
11	3,134	3,341	6,475	-4	1	-3	46	34	80	35	30	65	3,119	3,338	6,457
12	3,019	3,220	6,239	11	10	21	44	38	82	35	33	68	3,021	3,225	6,246
13	3,291	3,448	6,739	0	6	6	58	59	117	76	81	157	3,309	3,476	6,785
14	2,917	3,132	6,049	-11	-7	-18	53	52	105	87	64	151	2,940	3,137	6,077
15	3,071	3,138	6,209	-4	-4	-8	56	30	86	66	44	110	3,077	3,148	6,225
16	2,506	2,577	5,083	11	4	15	32	31	63	45	46	91	2,530	2,596	5,126
17	3,327	3,478	6,805	-3	-8	-11	82	78	160	67	103	170	3,309	3,495	6,804
18	2,833	3,013	5,846	6	5	11	50	45	95	81	73	154	2,870	3,046	5,916
19	2,660	2,995	5,655	-5	-1	-6	59	52	111	80	85	165	2,676	3,027	5,703
20	2,646	2,751	5,397	-4	-6	-10	31	30	61	31	29	60	2,642	2,744	5,386
21	2,901	2,948	5,849	-2	-6	-8	38	23	61	42	29	71	2,903	2,948	5,851
22	3,217	3,331	6,548	-8	-5	-13	49	39	88	41	31	72	3,201	3,318	6,519
23	2,684	3,144	5,828	17	25	42	29	30	59	136	139	275	2,808	3,278	6,086
24	2,890	3,410	6,300	-3	-6	-9	34	37	71	42	55	97	2,895	3,422	6,317
25	3,026	3,240	6,266	-1	-1	-2	54	33	87	62	56	118	3,033	3,262	6,295
26	2,212	2,362	4,574	6	-6	0	51	48	99	68	62	130	2,235	2,370	4,605
27	2,158	2,349	4,507	-4	4	0	32	30	62	33	31	64	2,155	2,354	4,509
28	2,587	2,921	5,508	3	5	8	60	50	110	71	61	132	2,601	2,937	5,538
29	1,773	1,852	3,625	3	-2	1	24	16	40	16	24	40	1,768	1,858	3,626
計	80,637	86,155	166,792	1	-1	0	1,290	1,208	2,498	1,625	1,554	3,179	80,973	86,500	167,473

(C)抹消者
 ① 転出後4ヶ月を経過するに至った者(平成29年4月30日)
 ② 死亡者
 年齢要件
 住所要件

平成11年9月2日以前出生
 平成29年6月1日以前転入届出

(D)新規登録者数

西東京市選挙管理委員会

議案第 22 号

西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

平成 29 年 9 月 1 日付 在外選挙人名簿に登録する者（1 人）

最終住所	氏名	生年月日	性別	備考
東京都西東京市			男	

議案第 23 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

平成 29 年 9 月 1 日 在外選挙人名簿から抹消される者 (5 人)

最終住所	氏名	生年月日	性別	備考
東京都西東京			女	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 4 月 3 日住民票作成 (東京都)
東京都西東京			男	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 4 月 3 日住民票作成 (東京都)
東京都西東京			男	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 4 月 17 日住民票作成 (東京都)
東京都西東京			男	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 4 月 20 日住民票作成 (石川県)
東京都西東京			女	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 4 月 20 日住民票作成 (石川県)

議案第 24 号

裁判員候補者予定者の選定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

議案第 25 号

検察審査員候補者予定者の選定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁